慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観 (一九八四年)
Sub Title	A Brief Survey of Reports of the National Council for Crime Prevention of Sweden (BRA) in 1984
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.5 (1986. 5) ,p.82- 111
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860528-0082

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観（一九八四年）

坂田　仁

スウェーデンの犯罪防止委員会が発足したのは一九七四年のことである。[1] 一九八四年はその活動が一〇年の実績を積んだことをふまえ、更に発展する年にも当っていると思われる。

報告書の体裁、内容ともに、前年までのものより格段に充実したものになっているとの印象を受けた。昨年中に私が手にした資料は後掲の通りであるが、その紹介の前に、犯罪防止委員会の組織、事業については紹介パンフレット[2]が届いているので、それに基づいて委員会の紹介を試みておきたい。又、資料の送付については、犯罪防止委員会及びストックホルム大学のK・スベリ教授に深く感謝の意を表するものである。

犯罪防止委員会発足の背景は、戦後における犯罪の増加であった。アルコール、薬物の乱用、景気の変動、人口、住宅、余暇などの問題が取りあげられて来た。また、自動車の発達、スーパー方式の店舗の出現、クレジットカードの発達など社会的変化は、人間の道徳に影響を与えている。犯罪に対抗するのに、刑罰などの処分では不充分であり、労働市場政策、家族政策、教育政策による補充が不可欠になっている。

犯罪問題を多面的に取扱う特別な刑事政策的機構が、一九六〇年代より構想され、一九七三年の審議会の答申[3]を経て一九七四年七月一日に司法省の所属機関として設立された。それが犯罪防止委員会である。

犯罪防止委員会は、研究諮問機関であり、行政的な命令指示権をもたない。その職務は、(1)犯罪のすう勢を追跡、分析して、その成行を予測すること、(2)犯罪原因に関する研究、開発作業を実施又は援助し、その結果を評価し、広報活動を行うこと、(3)研究、開発業務の調整をすること、(4)刑事政策活動における

援助を推進すること、の四点である。

犯罪防止委員会の機構は次のようなものである。

最高決定機関として、政府の任命する二〇名の理事で構成する理事会（理事には、政党代表、コミューン及びランツティング連合代表、検事総長、国家警察局幹部、矯正保護局代表、労働組合評議会代表、使用者連盟代表、犯罪学研究者などがふくまれる。）の下に事務局（庶務、広報など、調査、研究の各課）が属している。理事会の諮問機関として、学術専門委員会があり、補佐するものとして幹事会が存在する。

業務は、作業部会[4]に分けて行われ、その事務は事務局の調査、研究の両課が当り、作業部会には、関係機関の代表と個人の専門家とが参加している。一九八四―五年度の予算は九八〇万クローネである。

犯罪防止委員会の業務は、調査、研究、広報の三領域に分れるが、調査業務は更に「社会的問題」「犯罪予防」「司法」の三部門に、研究業務は、「犯罪と社会変動」「少年の犯罪」「措置」「保護と処遇」「依存性薬物と犯罪」「経済的、組織的犯罪」の各主題について行われている他、「研究助成活動」と「薬物の使用調査」（学校監督庁にも協力）を行っている。

これらの活動の結果は報告書にまとめられ随時発表されており、それらのうち、私が恵贈を受けたものについて、これまで本誌を借りて紹介して来た[5]。本年は、昨年までと異なり、送付されて来た報告書類が三種に分類されているので、その分類に従い、概観することにする。

スウェーデン語による分は、BRÅ Utredning, BRÅ Information, BRÅ Forskning であり、この他、機関誌（広報誌）BRÅ APRPÅ と広報パンフレットがある、英文資料は、Report と Bulletin とが送付されて来ている。

その一覧は次の通りである。

BRÅ Forskning

一、Den svenska våldsbrottsligheten (av Eckart Kühlhorn mfl), Rapport 1984 : 1（スウェーデンの粗暴犯罪）

二、Våldet i Sverige (av Jan Andersson, Johannes Knutsson, Eckart Kühlhorn), Rapport 1984 : 2（スウェーデンにおける粗暴行為）

三、Operation märkning — ett sätt att förebygga inbrott? (av Johannes Knutsson), Rapport 1984 : 3（操作的マーキング――侵入盗防止の一方法）

四、Påföljdsbestämning i USA (av Nils Jareborg, Andrew von Hirsch), Rapport 1984 : 4（米国における量刑）

五、Brottsutvecklingen — Lägesrapport 1984, Rapport 1984 : 5（犯罪のすう勢）

BRÅ Information

六、Kriminologi och kriminalpolitik — Dokumentation från ett seminarium i Uppsala den 17 och 18 januari 1984 (1984 : 1)（犯罪学と刑事政策――ウプサラ・セミナー

の記録）

BRÅ Utredning

七、Kursverksamhet för kriminellt belastad ungdom (1984：1)（非行性負因のある少年のための講習会活動）

英文資料

八、Current Swedish Legislation on Narcotics and Psychotropic Substances, Report No. 11.

九、Crime and Criminal Policy in Sweden, Report No. 12.

一〇、The Swedish Penal Code — The Translation is that of the wording of the Penal Code as July 1, 1984, Report No. 13.

一一、Operation Identification — a way to prevent burglaries? (by Johannes Knutsson), Report No. 14.

一二、Economic Crime in Sweden (by Bo Svensson), Information Bulletin of the NCCP, No. 1. (1984)

パンフレット

一三、Läckande datorer（データの漏出）

一四、Skadegörelse i bostadsområden — Vad kan vi göra?（住宅地域における器物損壊）

一五、Brottsförebyggande rådet（犯罪防止委員会）

第一の報告書は、粗暴犯罪に関する調査報告である。[6][7] 著者は、Johannes Knutsson, Eckart Kühlhorn, Jan Gustavsson, Jan Andersson の四人であるが、序文によると、この研究に参加したのは、Gösta Carlsson, Orvar Olsson, Margreth Reiniusson, Pirjo Partanen, Berit Kemvall など多数の研究者の共同研究を、右の四人の著者が最終的にまとめたものである。

全体の章別（カッコ内執筆者）は次のようになっている。

第一章　人身犯罪の構造、範囲、すう勢（J. Knutsson）、第二章　経験的資料と研究方法（E. Kühlhorn）、第三章　暴力の理論的解明（E. Kühlhorn）、第四章　傷害事件のケース記述（J. Gustavsson）、第五章　勤務中の職員に対する暴力——特に公務執行妨害（J. Knutsson）、第六章　強盗（J. Andersson）、第七章　法的反動（E. Kühlhorn）、第八章　粗暴犯罪に対して何をなし得るか（E. Kühlhorn）。このうち、第三章が全体の約二分の一を占める。以下順を追って内容を紹介する。

第一章は、一九五〇年以来の粗暴犯罪のすう勢を述べるが、どの犯罪類型についても増加が記録されている。とくに改正刑法施行（一九六五年）以後の増勢がいちぢるしいのは、可罰的粗暴行為（迷惑行為）の範囲が拡大したことにもとづく。その他統計処理方式の変更で人身犯の中に含める類型が増えたこともその理由にあげられている。[8] 一九七〇年代以降については、右のような技術的な変動要因はみられず、[9] その増勢は、実質的な増加をそのまま示しているとみられる。

一九七八年の被害者調査及び一九八〇年の司法統計による粗

暴犯罪の実態は次の通りである。粗暴犯による被害総数は一九七八年一年に六八八、〇〇〇件、その四分の三は、単なる脅しとごく軽微な傷害を伴う粗暴行為である。一方一九八〇年の司法統計による粗暴犯罪の認知件数は五二、六一九件で、その半数は通常の傷害事件、約六分の一が脅迫、一〇％強が迷惑行為である。[10]

粗暴犯罪の増加の背景を著者は、アルコールの問題と非行副次文化の発達の問題とにかかわりがあるとしながら、粗暴犯罪の増加の直接的原因が果してこの二つかどうかは速断できぬと結論を控える。

最近のスウェーデンの傾向の一つに家庭内の女子への暴行事件への関心の高まりがあり、[11]被害者調査の結果が性別に示されている。被害は一六―二四歳の男性で最大である。然し、家屋内で既知の加害者からの女性の被害は、家屋外での未知の加害者からの男性の被害に匹敵していることが示されている。

第二章では、第一章の概観を受けて、粗暴犯罪に関する実態調査の報告がなされている。資料は、一九七五年に訴追された謀殺、故殺、傷害の全事件をふくむ粗暴犯罪（九六七人）[12]を中心に、一九七〇、一九七四、一九七九の三年分の強盗事件、一九六九年のストックホルムの謀殺、故殺、重傷害、傷害、迷惑行為、強姦、強盗、ひったくりの事件に関する資料を補助的に用いている。主たる調査対象の九六七人については、一九七七年現在の警察資料から細部の情報を得ている。[13]

第三章は本報告書の中核になっていると思われ、著者の研究した暴力に関する理論の紹介が一〇〇頁余りにわたって述べられている。

著者（Kühlhorn）は攻撃的行動（Agressiva beteenden）を次のように定義する。「攻撃的行動とは、被害者に対する身体的損傷又はそのような損傷を与えるという直接的な威嚇を内容とする行動である。法律により処分を受ける攻撃的行動、即ち人身犯罪は、凡そ全体としてみて、市民相互間の全ての攻撃的行動をふくんでいる。攻撃を防禦するため又は重大犯罪を防止するために必要とされる暴力を一般の人が用いた場合及び警察官又は特に選ばれた者が自らの職務の執行のため必要な暴力を用いた場合には人身犯罪は存在しない。」[14]法律的限定を付すことによって、暴力一般がここで論じられるのではないことが示されている。

分析の視点として、著者は、㈠事件前の葛藤状況の存在、㈡行為者のパーソナリティ、㈢、暴力行使に影響を及ぼす事情（特にアルコールの摂取）の三点を用いている。

次いで、著者は、暴力に関する理論を内外の文献を基に紹介し、それを右の事例にあてはめ、その解釈の妥当性を論じる。まず、暴力行為が学習により習得されるとする学習説については、(1)調査対象事例の大部分は、そうした暴力によるのではなく、非合理的、非計画的で、学習の結果とはいい難い、(2)学習理論は、実験室内での心理学的実験から打ち立てられたもので、

図1

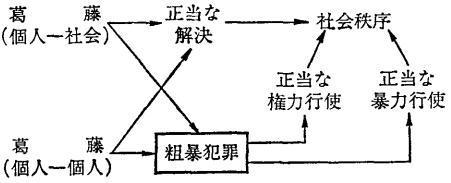

表1

	件数	%
パートナー犯罪	815	13.22
迷惑行為	1,168	18.95
縄張争い	404	6.55
利害葛藤	477	7.74
権力葛藤	1,586	25.73
特定できない葛藤（遺恨その他）	1,353	21.95
その他	361	5.86
計	6,164	100.00

（BRÅ Rapport 1984:1,p.111）

日常生活とはかけはなれ、社会的なパースペクティブを欠く、

(3)暴力行為の男女差の説明要因の一つとして、使えるが、これだけで男女差が説明できるものではない。と批判し、「葛藤状況」の重要性を指摘する。欲求阻止理論[15]については、その結果退行現象も起り得ることから、欲求阻止―怒り―攻撃行動（暴力）という図式[16]でとらえなおし、粗暴犯罪にあてはめている。しかし、目的意識的な道具的暴力の存在や、古い時代の遺恨による犯罪の説明に難点があるとする。ただ、粗暴犯罪は、多く感情的葛藤状態で生じており、スウェーデンの殺人事件の一〇%では、その直後に犯人が自殺していることが指摘される。[17]調査対象例では、被害者が欲求阻止状況にあった場合、加害者が欲求阻止状況にあった場合、その双方が欲求阻止状況にあったとされる。その他、加害者が被害者を欲求阻止状況にあると信じ込んだ例が二、六三四例あった。[18]興味ある指摘は、欲求阻止理論は加害者に有利に働くということである。[19]三番目に、著者は副次文化理論[20]から事例を検討する。加害者と被害者とが既知の関係にある事例が四〇%余りあることからこの理論による分析を捨てることはできないが、現実に副次文化理論で説明できる事件は八〇八例（一二%余）と、少ないことを示す。スウェーデンの場合は米国と異なり、国内の文化的な異質性は小さい。[21]むしろアルコールとの関係や精神障害との関係が問題になるとする。[22]ただ、少年のギャングによる粗暴犯罪や移住者の粗暴犯罪は副次文化的視点から分析できる。

右にみた三個の理論はいずれも粗暴犯罪の説明には不充分だとして、著者は「葛藤状況」を基礎とした解釈を提示する。「葛藤」の定義はみられないが、個人―社会、個人―個人という葛藤状態の存在を前提とし、その正当な解決と暴力による解決があり得るとする。そしてそのいずれもが、社会秩序に関わっている。

図1はこの関係を著者が図示したものである。[23]警察官による暴力行使が、本調査資料にふくまれないのはこの理由による。

粗暴犯罪の源となる葛藤状態を著者は三個に分ける。㈠は強

い感情にもとづくもの、㈡は利害或いは価値に関する葛藤、㈢は原因不明の葛藤である。[24] ㈠に入るのは、夫婦、親子などの近親者間の葛藤[25]及び主に未知の人の間の個人的な葛藤で、これにもとづく粗暴犯罪は、男女間の葛藤及び親子間の葛藤[26]による人身犯と、それ以外の私人の間の葛藤によるもの及び縄張に関する葛藤によるものに分けられている。㈡に入るものは、金銭などの利害に関する葛藤による粗暴犯罪と権力行使に関する葛藤による粗暴犯罪である。㈢には、古い遺恨によるもの、突然の攻撃によるもの、酔漢の喧嘩などが分類されている。この分類基準による分類表は表1のようになっている。

事例の分類に合わせて、著者は、粗暴犯罪の基礎になっている葛藤を基礎的葛藤として分類提示する。[27] それを著者は次のように記述している。

㈠ 個人的自由と正当な秩序の葛藤　これは、警察と犯罪的副次文化の間の地位斗争或いは社会の変革のどちらが問題になっているか注意深く見わける必要がある。

㈡ 性的支配と性的自律の葛藤　夫婦その他の男女間の争いを意味する。

㈢ 経済的支配と経済的自律の葛藤　金銭をめぐるトラブル、或いは遺恨による場合がある。

㈣ 心理的支配と心理的自律の葛藤　これは個人の人格或いはアイデンティティーが問題になる場合を指し、夫婦間の葛藤による粗暴犯罪や喧嘩によるものがここに入って来る。

㈤ 個人的ニードの充足と社会的に秩序のあるニードの充足の葛藤　必需品の取得をめぐる葛藤であり、アルコールの入手をめぐるものがその代表的なものという。

右の五個の基本的葛藤から様々な粗暴犯罪が生じるが、粗暴犯罪に至らぬ場合もあり、ここで、個々の事例の特性を考慮する必要が生じる。犯罪として届出られる傾向、検挙、及び訴追の可能性は、事例の特性により異る。特性としては、被害の程度、行為者の犯罪歴、行為者の粗暴性、アルコールの影響の程度がとり上げられている。

酩酊の影響に著者は最も力を入れて取組んでいる。[28] アルコールの影響の粗暴犯罪への表出には、㈠、アルコールが利害葛藤の対象となっている場合、㈡、アルコールがある心理状態の発生因になっており、それによる酩酊状態下に犯罪を犯し、或いは被害も受け、粗暴犯罪による被害を大きくする場合（酩酊）、㈢、アルコールが社会的不適応の原因又は誘引として作用し、右の不適応から暴力による葛藤の解決の危険が生み出される場合（中毒）、の三個の場合があり、[29] 調査事件の八二％に以上のどれかがみとめられた。著者の調査の特徴は被害者の酩酊も粗暴犯罪とアルコールの視野の中に取入れている点で、事例の三七％に被害者の酩酊がみとめられている。これにつづけて、著者は、酩酊状態（上記㈢の場合）と粗暴犯罪の関係の分析をすすめる。

「大部分の社会では社会の規則や規範は、酩酊状態の時には消えている。従って、酩酊時の反社会的行為は暗黙裡に許されている。[30]」という考え方は採用できない。通常酩酊に伴って生じる心理状態は、多幸感などで、現実的な粗暴反応ではない。酩酊それ自体は、粗暴犯罪の条件として、必要でも充分でもない。ごく僅かのアルコール摂取も粗暴行為を生み出している。むしろ、アルコールと関連して生じる暴力は、文化的、心理的条件によって変化する。又、酩酊下の自己の行動に関する合理的な人間の知識は、自己の飲酒行動に影響する。

しかし、粗暴犯罪の方から逆に見ると、多くの事件にアルコールが関係している。国営酒店を土曜日の夜閉店させた実験は、アルコールの重大な粗暴犯罪へ影響を否定した。[31] 重大な傷害事件は減少しなかったのである。減少したのは、アパートへの侵入、小暴力、喧嘩であった。

ボヤッツィの研究[32]は、血中のアルコールの濃度と攻撃性とは比例関係になく、ビールでは一・一パーミリで最高、スピリッツでは、〇・六―一・〇パーミリから著しく攻撃的になった。ボヤッツィは観察事実を要因分析にかけ、個人のアルコール摂取習慣、社会的統合性、衝動性と競争経験、優越感情が独立要因として作用することを見出したという。これと血中アルコール濃度とを関連させると、個人のアルコール摂取習慣、社会適応状態、血中アルコール濃度の三者が、実験下の被験者の攻撃性と強い有意味な関係を有するとの結論が得られた。これらから、アルコール摂取習慣のある者がアルコールの影響下に必ず攻撃的になるということはあり得ないとみられる。つまり、或る種の個人的特性が酩酊状態と結合して粗暴行為の発生にいたるのである。

これらの研究を検討して、著者は、酩酊状態、被害、粗暴性、アルコーリズム、社会不適応（失業）の五個の要因についてパス解析を試みる。その結果は、右の五個以外の外部要因の影響力の大きさが無視できないことを示した。この五個の要因の中では、アルコーリズムと社会不適応とが粗暴性との因果関連が大であった。[33]

調査対象事件中酩酊状態であったものは、総数の五〇％に及ぶが、アルコーリスト（嗜癖者）中の犯罪者の比率は小さいものとされるのが一般で、粗暴犯罪からアルコールを見るのと、アルコールから犯罪をみるのとでは違った結果が出る。この観察結果から、他の研究を参照しつつ、前示のパス解析に基づき、粗暴犯罪は、行為者の個人的特性と状況要因の交互作用に発し、酩酊状態は主要な中間変数[34]（媒介変数？）として作用するものと結論づけている。

最後に粗暴犯罪の再犯が取り上げられている。調査対象中粗暴犯罪だけの犯罪者は一七％（一、一一六人）で、その八六％（九六三人）は一回しか粗暴犯罪を起していない。最高は五回で、三回以上（期間一五年）粗暴犯罪を犯している者は僅か二五人である。一般の犯罪と比べ再犯は非常に少ない。この理由として

は、粗暴犯罪を発生させるような極限的状況は、一人の人間をとった場合には、極めて稀なこと、及び、重大な人身犯罪を犯す危険のある者を社会は放置しないこと、のふたつがあげられている。長期の収容隔離の効果は否定できない。

粗暴犯罪の再犯の予測に関し、㈠粗暴犯罪の高い危険性と葛藤状況における粗暴行動の昂進とは一致するが、社会は、徹底した反作用でこの行動が自由に生じるのを妨げている、㈡粗暴犯罪の危険性と昂進した粗暴行動を説明する背景要因は、失業とアルコールの乱用と犯罪性の固着である、㈢精神的不全(psykisk insufficiens)は、葛藤状況における粗暴行動の病的傾向を説明するか、粗暴犯罪を犯す危険性の大きさを説明するものではない（これは、理由のない高度の粗暴行為が精神的不全の徴候であると定義することを排除するものではない。）、という三点を要約している。[35]

第四章は人身犯罪の事例の記述で、家族間、知人間、未知の者との、三種一九例が記載されている。

第五章は、業務妨害的粗暴犯罪で、警備員、店員（遊興施設での）に対するもの、警察官に対するもの、仲裁者に対するものを分けている、この種事件と一般の軽い人身犯とを比較すると、この種事件では、告発が傷害の有無と無関係になされ、被害者は警察官が大部分であり、通常被害者はしらふの状態にあり、刑罰は一般に重いとされる。後半は、警察官による粗暴行為の研究の困難さを述べる。

第六章は、強盗に関するものである。刑法上強盗は財産犯に分類されているが、強盗として捜査された一、五二二件の資料中三六％は裁判段階で傷害、窃盗など他の罪名に変えられたという。[36]

著者の立場は「強盗は道具的暴力」であるということである。つまり、暴力は目的達成の手段として用いられていて、一般の粗暴犯罪とはやや異る。以下、辻強盗、行為者、被害者と節を分けて述べられており、辻強盗は、都市型の犯罪で、夜間、薬物乱用者の多い地域に多いとされる。これが強盗事件の多数を占めている。行為者は、一般に犯罪性のすすんだ者が多い。前歴一〇回をこえる者が一三％もいる。年齢は一五―二九歳に集中している。結論として、少年の強盗被害誘発性が増し、薬物乱用者など動機のある者が増えており、日常生活における犯罪構造の変化が事件の増大を導くと指摘している。重要なことは被害者の誘引性や犯罪者の人格をバラバラに分析することではなく、行為者と被害者の相互布置を自然な一単位とみることである。

第七章は粗暴犯罪に対する社会的反作用を取扱っている。反作用としては、無害化、社会復帰、間接的効果の三種[37]を考え、そのうち無害化について論じている。無害化には、犯罪者を収容している間犯罪をさせないという面と実際に出所後も再犯が少ないという面とでの積極的効果の他、社会全体の犯罪水準を引下げる効果もあるという。二、三の米国の研究例[38]を紹介し、

現段階では、調査資料から個別予防の効果と無害化の効果とを分離できないとして、態度決定を差控える。

一方、道徳的には、無害化は、いわば将来の未実行の犯罪について行為者を処罰するものとして批判を受ける。これは、「新刑罰体系」[39]の立場でもある。

著者は、無害化必要の立場に立つ。これは、重大な人身犯罪による取返しのつかない被害を与えた者、及び固着した累犯者に対して留保されるべきである。将来の行動予測による「非＝無害化処分」（処遇のための収容）には反対する。犯罪者が仮に再犯することがあっても、その将来を信じて自由剝奪を中止すべきだとの考え方を示す。

著者によれば、無害化を伴う刑事政策とそれを伴わない刑事政策の相違は、後者が、年間の受刑者の総数を一定数に予め決めておき、それをこえる数の者は一定手続に従って釈放するのに対し、前者は犯罪の重大さによって無害化の対象者を決定し、社会を犯罪の危険から守るところにあるという。

次に制裁の選択に影響を及ぼしている変数を、行為者の背景、犯罪状況、犯罪性の三つの指標によって、それとの制裁決定との関係を有意味な回帰係数によって、特定している。

各指標別に制裁選択に有意味な関係のあった変数は次の通りである。[40]

㈠ 行為者の背景　精神的不全、アルコール乱用（この二つが顕著）、住居喪失、失業、薬物乱用、男性、外国籍

㈡ 状況　犯人の粗暴行為（主要なもの）、被害者の粗暴行為、家屋内粗暴行為、行為者の酩酊状態、外国籍の被害者、被害者の被害程度

㈢ 犯罪性　前処分の重さ（これが主要）、公訴事実中の人身犯罪の数、公訴事実中のその他の犯罪の数

㈠は、制裁の変動の二六％を、㈡は、二九％を、㈢は、一七％（総合して四五％）を各々説明するとされている。

右の一六の変数について、制裁を一対一組にして五つの組合せ[41]（(1)罰金――条件付判決、条件付判決罰金併科　(2)罰金、条件付判決、条件付判決罰金併科――保護観察、保護観察罰金併科、(3)保護観察、保護観察罰金併科――拘禁、(4)二年以上の拘禁――少年拘禁、抑留、(5)少年拘禁、抑留――閉鎖的精神医学的保護）を作り、相互の制裁決定変数を検討すると、(2)と(5)の組はよく弁別されるが、(3)の組の弁別が悪い。即ち、保護観察と拘禁がどのような変数によって決定されて来るのかを定めることは困難であるとされる。更に、量刑に当って最も重視されている変数は、被害の程度である。精神的不全は(3)の組で軽い方向への説明因子になっている。女性も同様である。そこで、保護観察と拘禁の組で、拘禁を長期と短期に分けて、その各々と保護観察との関係をみると、長期については、暴力行為の状況が主要な変数になっているが、短期については殆んど両者の相違は説明できないとされる。(4)の組では、前歴が量刑上重要な変数になっており、厳しい前処分の者ほど不定期刑（少年拘禁、抑留）に付されている。(5)の組で

は、精神的不全が、当然のこと乍ら最大の説明変数である。社会的背景が一般に予想されるほど量刑、制裁の選択に影響せず、むしろ行為時の状況の方が重視されていることに注意がむけられている。

第八章は粗暴犯罪を防ぐために何をなしうるかという表題である。初めにクオの動物実験[42]の結果が紹介される。違う種類の動物を幼時から一緒に飼うと敵意がなくなる。粗暴行動の減少は学習可能なことである。その他、暴力や暴力の恐怖に基礎をおく支配関係を避け、暴力を減らす潜在力が存在すること、暴力的生活形態を減らす必然的な要件は社会秩序の学習であること、同時に、社会秩序を守ることのできる権力が存在することも必然的要件であること、そして最後に、社会秩序を暴力のみによって強要することはできないことが指摘されている。

人間の暴力について著者は、人口密度の大きさから生じる葛藤による粗暴行為と社会の匿名性から来るアノミーによる粗暴行為とを分ける[43]。どちらも現代の粗暴犯罪に関係があり、又粗暴行為の正当性、不当性とかかわりをもつ。

最近の社会の変化により一次集団の暴力（親の子に対する体罰や妻に対する夫の支配）が一次集団外の注目を受け可罰的になっている[44]。又、消費社会の発展は、窃盗の増加とともに粗暴犯罪の増加ももたらしている。この場合の粗暴犯罪は、副次文化的暴力とアノミー的暴力によるものである。アルコールはその解放媒体である。

著者の考える解決策は、暴力の学習については立場を留保し、不当な暴力を正当な暴力でおきかえ、正当な権力の行使による葛藤の解決を促進しようということである。ただ、それを誰にゆだねるか、権力の乱用をどう防ぐかという問題は残される。同時にアルコールの消費水準をいかに下げるかにも関心がむけられている。

第二の報告書は、第一の報告書中の第三章を大幅に短縮した、縮小版である。第四章も省略されている。

第三の報告書は、警察庁からの委託研究である。侵入盗による盗難被害を防止するために、家財にマークをつけて、それを登録して、所有関係を明確にしようというものである。

仮説としては、マークが付されれば、窃盗犯人は盗みにくく、故買者は購入を手控え、警察は被害調査をしやすくなるという三点を設定し、ストックホルム郊外の別荘地域で実態調査を行った。調査対象は三、五〇〇軒で四年間（一九七五―七八年）の追跡を行っている。

結果は、仮説が支持されず、家財にマークを付すよりも警報装置を整備する方が侵入盗の防止には有効であった。最も盗まれやすいものにはマークがつけにくく、最もマークをつけやすいものは、代替可能性の大きい家財であった。警察による被害調査も容易にはならなかった。

研究の結論は、この方法は理論的には合理的だが現実には全く適合しないものであるということであった。

実態調査の中で、過去四年間に一度以上侵入盗の被害にあった家を「危険家屋」として他の家屋との比較がされたが、目立った相違はなかったという。

第四の報告書は米国における量刑手続に関する著者の在外研究報告である。二部と付録から成り、第一部第一章は、ヒルシュの論文[45]の翻訳である。また第一部第二章は、NCCDの機関誌 Crime and Delinquency, 1981 に、ハンラハンと共著で同じくヒルシュが発表した論文[46]の翻訳である。

序文において著者は、米国の刑事司法について Plea-bargaining の慣行など、米国の刑事裁判や刑務所の実態に批判的態度を示す。刑罰の水準はスウェーデンよりはるかに重く、刑期一年以上の受刑者は、一九七二年の一九六、〇〇〇人（一〇万人当り九五人）から一九八一年には三五二、〇〇〇人（一〇万人当り一五四人）に増加していると記す。

研究は三段階に分れていて、㈠は量刑をめぐる米国内の議論、㈡は米国の量刑状況の分析、㈢はその評価とスウェーデンでの適用可能性であるが、著者は㈠、㈡だけを扱い、㈢は読者にゆだねるとの姿勢をとっている。㈠は前述のように翻訳なので、ここでは、㈡についてのみ紹介する。報告書の第三～六章がこれに当る。

第三章は、背景として、米国における犯罪の分類、重さのランクづけ、刑罰体系を紹介した後、量刑基準をヒルシュを引用して説明する。それは犯罪の重さ（罪質）と前歴とを軸にするマトリックスであり、過去の量刑の状況から、上記の二要因が常に鍵となる決定因子になっているとする。その他、人種差別以外の要因も黒人の量刑に当りみとめられること、事件処理上ヨリ軽い量刑を得るための有罪答弁の存在に注意がむけられ、量刑に実質的な相違が存在することは間違いないが、重大な相違は知られていないとする。むしろ、大きな問題は、量刑基準がどのような量刑政策（påföljdspolitik）にもとづいているのか不明なことで、例えば重罪（Felony）にどのような刑を科すべきかという政策は、過去の量刑実務をいくら調査しても出て来ず、そうした量刑実務による量刑基準はそれ自体では無意味である。

加えて、刑務所の定員という現実の枠の中で、州知事が過剰拘禁の事態が生じると緊急釈放を行うことがあり、犯罪の量と刑務所の定員によって量刑基準そのものも影響を受けかねないのである。

第四章は、制裁選択の原理として、刑種の決定の問題を取扱う。出発点は、ハートとヒルシュ[47]の主張である。著者の論点は、㈠制裁体系内部の理由の相違と制裁体系全般に係わる理由の相違、㈡制裁の異なった水準（犯罪化、制裁の決定、執行）の間の相違、㈢何故の問題と如何にの問題との間の相違、の三点である。しかし、実際に著者が述べているのは、刑罰体系の構造、刑罰

体系の形成、全体としての刑罰体系、及び刑罰体系から制裁体系へという四つのテーマである。

刑罰体系の構造（struktur）とは、立法（犯罪化と刑の威嚇）、司法（刑の言渡と応報）、執行（矯正保護活動）の分化を意味する。これはスウェーデンでは常識的な事柄に属する。ただ、この個所で著者は、個別予防という言葉を全く用いない。これは、著者が新古典派の立場に立っていることの現われであろう。

次に、刑罰体系の形成（utformning）とは、刑罰の目的の実現に係わることである。刑の目的は再犯の防止にあるが、それは、㈠無害化、㈡個別的威嚇、㈢改善（社会復帰）によって達成される。同時に応報という目的にも刑は奉仕している。

これは、拘禁には妥当するが罰金には妥当しない、罰金に社会復帰機能があるとは考えられない。この事実は、行為者の人格或いは状況にもとづいて刑の程度を決定する必然性に疑問をいだかせる。裁判の水準と刑罰体系全体との相互作用をみとめない限りこの両者の代替性の根拠はない。

犯罪化の水準と裁判の水準とでは、一般予防と特別予防との組合せから、犯罪化の水準で刑の威嚇が具体的に形成されるには、(1)どのような行為を犯罪化するか、(2)どのような行為者に威嚇を向けるか、(3)威嚇に差を設けるべきか、設ける場合の設け方は、という三つの問に答えねばならぬとする。

執行段階においては、個別予防が前面に出る。しかし、刑の威嚇に対する一般の人の理解は、検挙率や裁判の実務の他執行の実際の運用の知識によって大きく影響を受けるし、仮釈放などは法律によって決定されている。

第三は全体としての刑罰体系である。刑罰体系全体は歴史的発展の結果であり、法改正は、常に部分的にしか行われていない。ここでの問題は、㈠単一の刑罰体系を保持すべきか否か、㈡刑罰体系は統合的なものであるべきかという二つだと言う。㈠では、刑罰体系による人間行動の国家的支配は、国家の存立に不可欠の統治方法だとする。㈡では、行為の相違による刑罰価値の相違と道義的責任の維持を著者は主張し、それを以て一貫させるのが正しいとしている。量刑に当って個別予防的理由を考慮すべきでない。しかし執行段階では個別予防的考慮を働かすことには反対しない。法は自由の剝奪で威嚇し、裁判官は自由喪失を判決し、刑の執行で喪失が現実化する。それ以上に刑務所内での時間を無駄に過させることは不要である。しかし、仮釈放制度は問題の制度である。

最後は、刑罰から制裁へ、即ち、社会内処遇の重視の視点である。条件付判決、保護観察は、一種の猶予処分とみなすのである。裁判所の判決は、改善、威嚇、無害化、均衡のすべての目的を同時に満足させ得る。米国の模範刑法典以来の、これは伝統であるという。

つづいて、制裁の選択と刑の量定の問題が細かく論じられる。前記の制裁の四個の目的の実現の他、法の前の平等と訴訟経済の要請が満足されなくてはならないと著者は考えている、報告

書中には、模範刑法典及び各州[48]の制定法や量刑基準が豊富に引用されている。著者は、ヒルシュのイニシャティブによるミネソタ州の量刑基準を高く評価している。

付録は、㈠参照制定法、法律草案の一覧、㈡犯罪の分類、㈢減軽事由と加重事由の一覧、㈣制裁選択における累犯の扱いの一覧、㈤ミネソタ州量刑基準の全文[49]の五つである。

なお、米国の量刑については、一九八〇年にビクトルが別の報告書を犯罪防止委員会から発表している。[50]

第五の報告書は、一九八三年の犯罪のすう勢の報告である。前年の例にならい暗数の問題と犯罪水準とが扱われている。今年の記述で目につくのは、一八三六年以来の裁判人員の比較で、人身犯がその当時一、〇〇〇人当り二件であったのが、一九八〇年代には一件に減少し、一九二〇年代以降窃盗による裁判人員が急増していることである。概観（一九八三年）の記述[51]を少し補足すると、一九五〇年に比べ強盗は一八倍、器物損壊は一三倍になっている。窃盗が圧倒的なのは変らない。人身犯（刑法三章）は一九八二年の刑法犯の四％である。これに個人に対する罪（刑法四―七章）を加えると八％になる。人身犯は、一九五〇―一九六〇年の間は比較的安定していたが、一九六〇年代以後増加しつづけている。一九八二年の増加は刑法改正によるものである。

今回の報告書では、犯罪の地域的分布と月別分析とが新たになされている。地域でみると、南部、北部は少ない。一般に、単位面積当りの人口の多い所ほど犯罪も多い。ただ、その地域の人口の一日の時間的変動や委節的変動を考えなくてはならない。州を単位とした全国の犯罪分布図が作成されている。

一九八三年の刑法犯の人口比は、一、〇〇〇人当り九六件であった。最高はストックホルムの一四五、最低はイェムトランドの五五である。一九五〇年の犯罪分布との相関は高い（相関係数〇・九〇）。人身犯では、相関係数は〇・六八だが、ある二州を除くと〇・八五になる。これらから一九八一年の報告書でキュールホルンの提示した三個の要因[52]が引用され、いずれも社会的接触（即ち社会統制）に関係あるものだと説明されている。

月別分析では、全体に暖かい月に多い。しかし犯罪を分けてみると、やや異なっている。窃盗と器物損壊について各月の平均からの偏りを％で示した図が載せられている。

犯罪のすう勢についての説明は、これまでとほとんど変ってないが、[53]内容が豊富になっており、例えば、大量消費社会が多数の機会構造を生み出したといっても、自動車一台当りの窃盗被害の比率は減少しており、機会構造を判りやすくとらえることは容易でない。統制欠如（看視者不在）という要因も無視できない。又、アルコール消費と人身犯の関係についても、一九七〇年代後半の消費量の減少は人身犯の減少につながらなかったという事実が指摘され、関係は単純でないとされる。

一九八三年の刑法犯の総数は、七九九、四五七件で前年比

○・八％の減少である。報告書は、昨年同様、人身犯（Per-Olof Wikström）、性犯罪（Jan Andersson）、強盗（Jan Andersson）、侵入盗（Jan Ahlberg）、自動車窃盗（Jan Ahlberg）、その他の窃盗（Inger Eriksson）、詐欺（Johannes Knutsson）、器物損壊（Jerzy Sarnecki）、薬物（Artur Solarz）について（カッコ内は執筆担当者、今年は経済犯罪の項が省略されている。）個別に分析を行っている。

人身犯は、二九、六六七件で前年比三％の増である。八割までは重傷害に至らない傷害である。謀殺、故殺、傷害致死は一二一件（人身犯の約〇・五％）である。人身犯の四三％は大都市（人口の三〇％を擁する）で起きている。屋内の人身犯は人間関係の不和から生じており、被害者の多数は女性であり、加害者の年齢は高い。社会的に問題をかかえている者が多い。これに対し屋外の人身犯は、都市の中心部で、夜間の発生が多い。加害者と被害者とは一時的な知合いか全くの他人である。女性が被害者になるのは稀である。犯罪発生前に葛藤状況が先行している。外的刺激のない突発的な事件（通り魔的事件）は極めて稀である。その他、過去七年間の月別曜日別発生状況、一九五〇年以降の長期的な変動が分析されている。人身犯の増減は、告発傾向、アルコール消費、薬物乱用者の増大、法改正、統計処理手続の変更に影響されていると述べられる。

性犯罪[54]は全部で四、五八九件あり、前年比八％の減である。その五九％はワイセツ行為（露出行為が三分の二以上）である。強姦は二六％、その他のワイセツ事犯は一三％である。暗数の多いのが特徴で、認知件数のみでそのすう勢をはかることはできない。社会の性に対する意識の影響も大きい。性犯罪全体は一九六〇年をピークに波があるが、強姦は増加の傾向にある。ワイセツ行為は一五歳未満の者に対するものが多い。一九六六年から七六年にかけワイセツ行為は大幅に減少しているが、これについて、ポルノショップの影響でペドフィリアや窃視が減少したとするクチンスキの指摘が、女性の告訴傾向の減少を主たる原因と考えるキュールホルンの意見とともに紹介されている。

一九八四年の法改正で加重強姦の規定が加わり、性的暴行（六章一条）は廃止された、「性的自由権の侵害」（六章二条）は「性的強制・利用」とおき変った。行為者は男女を問わず処罰されることになった。

強盗は三、四七三件で全刑法犯の〇・五％である。前年比一・五％の減少。その傾向の説明は前年と同じである。[55]その内容は次の通りである。

銀行及び郵便局強盗	一五九件
商店強盗	二九〇件
タクシー強盗	二一件
家屋外の対人強盗	二、二三三件
家屋内の対人強盗	七七〇件
計	三、四七三件

金融機関相手の強盗は、人目を引くが数は少ない。多いのは商店への強盗だが（一九六八年の約八倍）、被害額は小さい。強盗の半数は三大都市で起きている。[56] 強盗の多発地域では薬物犯罪も多発している。強盗の大多数（八七％弱）は個人相手のものだが、その形態は様々である。薬物と関連が深く、検挙率は低い。

侵入盗は一三八、九一三件で前年とほぼ同じ水準である（約六〇〇件の減）。地域的にみると、ストックホルムで二％減、ヨーテボリで二％増、その他の地域で一％の増である。長期の比較では、一九五〇年の水準の約五倍になっている。侵入盗の類型別では、一般住宅への侵入盗が前年比一三％増（特にヨーテボリでは五〇％増）である。[57] 侵入盗の予防策としての操作的マーキング[58]にふれている。

自動車窃盗は三四、八八四件で前年比二％の減である。届出率の高い事件であり、この数は事実をほぼ正しく反映している。ストックホルムでは増加したが、ヨーテボリ、マルメでは減少している。行為者の年齢は若く、平均で一九歳である。三分の一は一八歳未満の少年である。記述は簡略になっている。

その他の窃盗は三六五、九五七件で前年比約一〇〇件の減。即ち、ほぼ同一水準にある。類型別にも前年と変らない。[59]

詐欺は、八八、二二〇件で前年比七％の減である。一九八〇年と比べると一三％の減となる。内容別では、小切手詐欺のみ一五％の増加である。クレジット詐欺、賍物ともに大幅な減少である。詐欺の中では、クレジットカードによる詐欺が最も多く、刑法九章の罪の約五分の一を占める。一九七九年を一〇〇とする指数で一九八三年は二二五である（一九八二年は二九一）。一九八四年秋よりカードによる物品の購入には身分証明書の提示が必要になった。

器物損壊（スウェーデンで最も一般的な犯罪という。）は、六七、九五五件で前年比三〇〇件余の減少である。ストックホルムでは前年比五％減であったが、ヨーテボリ、マルメでは逆に五％の増であった。内容的には自動車の破壊行為が前年比八％増の他は、概ね減少である。ストックホルム鉄道及び国鉄はこの犯罪による損害を年間各々二、六〇〇万クローネ、五〇〇万クローネと算定している。電話器の損害は一、二〇〇万クローネに達する。[60] 住宅地域の事件について昨年度の覚書にふれている。前年同様、これが典型的な少年犯罪だと述べられている。一九八一年の本件による被疑者の二八％は一五―一八歳、三〇％は一九―二四歳、二五歳以上は四二％である。成人の方が多いが、一五歳未満の者の事件は統計に一切表われて来ないことに注意、[61] 又、一五歳以上の少年の街灯の破壊等も警察に認知されることは稀である。[62]

薬物はアルコールと麻薬（覚醒剤をふくむ）に分けて述べられている。

アルコールについてはＬＯＢ[63]の適用状況の説明があり、次いでアルコールと犯罪の関係が分析されている。アルコール犯罪は、(1)アルコールが犯罪の主要徴標をなすもの（酩酊運転、酒気

帯運転）[64]、(2)アルコールを目的物とする犯罪（密造、密売）、(3)アルコール入手が動機になっている犯罪（窃盗など）、(4)犯罪行為の促進作用をアルコールが営んでいるもの（主に人身犯）、の四種に分類できる。ここでは、右の(1)、(2)について述べられている。(1)では、酒気帯運転の要件である〇・五パーミリのアルコールの血中濃度を〇・四パーミリに引下げる提案がなされている。酩酊運転と酒気帯運転とを併せて、一九八三年には二二、四九三件が検挙されているが（前年比六％増）、暗数が極めて多いとみられている。交通事故に対するアルコールの影響（一九八三年の交通事故一四、一五三件中五・一％にアルコールの影響がみられた。）がとり上げられている。(2)では、酒類の不法な密売は前年より増え一二、七九四件になり一九八〇年の水準に上った。密造件数も増加している。

麻薬（覚醒剤をふくむ）取締法（NSL）違反は、四七、九九六件で前年比三〇％の減、これ以外の関連犯罪では、麻薬取締規則違反が六二％減の二三件、密輸取締法（VSL）違反が一、九九九件で二％減である。以上を合わせて五万件（前年は七万件）になる。減少は全国的であるが、ストックホルム、ヨーテボリでは減少しているのにマルメだけが大幅の増（昨年は非常に少なかった。）である。全国統計に影響を与えたのはストックホルムの事件数である。本年の減少が実態を反映しているか否かについて、報告書は、(1)乱用者の実数の減少、(2)取締政策の変更、(3)個人当りの犯罪数の減少（関連検挙[65]の差控え）、の三種の可能性を上げ、(3)の理由によるものではないかとしている。即ち、一人当り麻薬犯罪件数は一九八二年の九件から、一九八三年には七・五件に減少しているし、被疑事件は一、二〇〇件減少してるのに被訴追者の減少は九五〇人である。次に、麻薬を入手するための犯罪としての薬局、病院への侵入盗の数が示されている。一九七四年に一五四件であったが、一九七六年より激増し（統計処理の方法の変化も影響しているという。）、一九八三年には一、六五七件になっている。

経済犯罪の項は省略されている。[66]

昨年同様、国際比較（Monica Näsberg）は北欧諸国間のみがなされ、立法、告発傾向、行政、統計処理の相違による比較の困難さが述べられる。ノルウェイで刑事責任年齢を一五歳に引き上げる提案がされていることが紹介されている（他の三国はいずれも一五歳）。

比較は、人身犯と財産犯についてのみなされている。人身犯（謀殺、故殺、傷害、重傷害、嬰児殺）の増加率はスウェーデンが最大。逆に、財産犯（強盗を除く、自動車盗、侵入盗、その他の窃盗）では、フィンランド。ノルウェイの増加率が大きく、スウェーデンは小さい。[67]各国とも一九五〇年以来増加の傾向にあることは変っていない。

次に事件処理の流れ（Jan Andersson）が各関係機関毎に示されている。一九八三年に警察が認知した事件は九六万件である。刑法犯が八〇万件（八三％）で、その六七％は窃盗の範疇に入

図2　司法機関における犯罪と人の流れ（1983年）

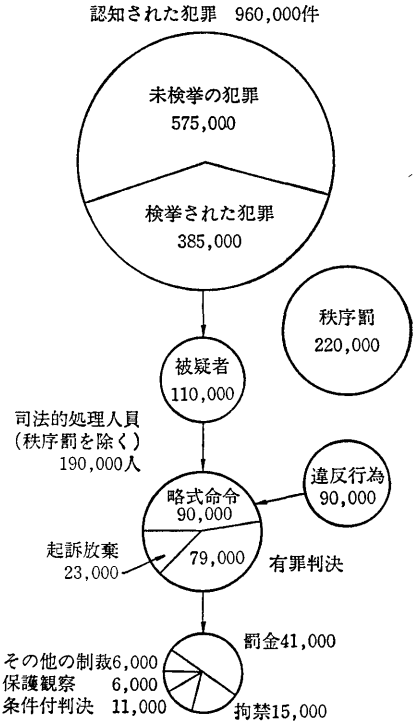

る。人身犯は四％（全体の三％）。特別法犯一六万件（一七％）のうち、道交法違反七万件、麻薬取締法違反四万八千件が主たるものである。これらの他に、秩序罰[68]が二二万件ある。起訴され、判決のあった事件は刑法犯の三〇％、特別法犯の九〇％である。併せて三八万五千件になる。検挙率が[69]罪種毎に、人身犯（五六％）、財産犯（一八％）、NSL（九七％）と示されている。最近の検挙率の増加は、麻薬犯罪の増加によってもたらされたと考えられるとして、それを差引いた検挙率の変動が示されている。

前記の三八万五千件の事件に対応する被疑者の数は一一万人である。（女子一五％、一五歳以上一八歳未満一一％）。この中には、警察官又は検察官の行う秩序罰（ordningsbot）の事件はふくまれていない。一五歳未満の者もふくまれていない。一九八三年の犯罪干与数は三六万四千で被疑者一人当り三・三になる。被疑者の七四％は干与数一～二で、これは全干与数の二三％でしかない。被疑者の三％が干与数二〇以上で、全干与数の四〇％を占める。以下各犯罪別に（傷害、窃盗、麻薬）事件の処理状況が示されている。

前回記載を省略した分も入れて流れを図示すると図[70]2のようになる。

末尾に掲載されている研究論文は次の三編で、うち二編は経済犯罪に関するものである。

Eckart Kühlhorn, Samhällsstruktur och kontrollformer（社会構造と統制形式）

Leif G W Persson, Ekonomisk brottslighet i Sverige（スウェーデンにおける経済犯罪）

Bo Svensson, Den ekonomiska brottligheten（経済犯罪）

第一の論文は社会統制に関する文献研究である。統制（kontrol）の概念の多様性を紹介した後、社会学的理論としてデュルケームの社会分業論にもとづいた統制の形式を現実にあてはめようとする。クリスティの見解である「機械的連帯を伴う密度の高い社会は、非形式的統制を促進し、高度の分業による有機

的連帯を伴う社会は形式的統制を促進する」を支持する。これを、心理・生物学的存在である人間にかかわる現象と経済的利害にかかわる現象とを区別して、前者に機械的連帯、後者に有機的連帯という形で、適用する。しかし、進化論的、発達的視点はとらず、この両者を全く独立に、同時に存在するものと考えている。

第二の論文は、経済犯罪を扱うが、著者の視点は、新しい犯罪類型の出現ではなく、経済活動が刑法規制の対象となって来たというところにある。著者の提示する経済犯罪の定義[71]は、(a)犯罪であること、(b)経済的利益を動機とする、(c)経済活動の枠内にあること、(d)経済活動に従事する個人、集団又は企業による犯罪である、(e)個人の行う巨大な経済的利益に関する犯罪もふくめる、というものである。経済犯罪は、利己主義的、合理的、論理的な犯罪であり、その原因は、個々の企業家の道徳の問題よりむしろ機会の問題である。経済犯罪の特徴的手段は、法律を用いて義務と責任を免れ、社会的費用負担を脱税や掛金のごまかしで免れ、投機性の高い短期の業務をえらぶことである。そして、小企業の方が自己の違法活動を隠しやすいという。経済犯罪による損害は、直接的なもの、間接的なもの、一般的なものの三種に分類されている。経済犯罪の根底には、経済生活の平穏（平等）と経済活動の自由という観念の対立がある。所得分配について、税、掛金、補助金による活動、公共部門の活動が所得の再分配の機能を営んでいる。これを免れようとするところに経済犯罪の一つの要因がある。ここで生じる被害は連帯の損害（solidaritetsskada）だという。経済犯罪の規模は二〇〇億クローネになるというのが著者の推定である。所得の再分配の視点からは、社会の二極化と政治的対立の発生が危惧される。

第三の論文も、経済犯罪を取扱っている。大戦前の破産事件から記述を始め、経済犯罪が言葉として意識されたのは一九七〇年代以降のことだとする。スウェーデンでは、一九七三年に司法大臣が多国籍企業の犯罪活動に言及したのに始まり、一九七七年より組織的に研究がなされるようになった。経済犯罪は、(1)可罰的行為、(2)組織性、継続性が必要、(3)利益目的、(4)合法的経済活動の枠内で行われる、という四つの要件が必要だとしている[72]。その他、税金や補助金に対する不正も経済犯罪にふくめている。著者は、労働力の価格と労働力の需要と供給の三者の関係から、操作的に経済犯罪の対象となる「暗黒部分」を定義してもいる[73]。それは別の見方からは国民総所得の分配の問題であり、経済犯罪により生ずる暗黒部分の経済・社会への影響がとり上げられている。著者の結論は、経済犯罪の問題は、国民経済を社会主義体制が支配するか、自由主義、保守的体制が支配するかという基本的な問題とかかわっており、単に刑事政策の領域の中で取扱えるか否か疑問が残るということである。

第六の報告書は、一九八四年一月一七、一八日にウプサラで

行われた「犯罪学と刑事政策」に関するセミナーの記録である。司法省と国会の法務委員会、犯罪防止委員会から関係者が出席している。本報告書には一〇編の講演記録[74]が収められている。

初めにニルソン（Gunnar Nilsson）が犯罪防止委員会の一〇年について述べている。一九七二年、犯罪原因とその防止鎮圧策の複合的視点が委員会に結実したといわれる。そして関連各機関の協力が図られ、犯罪の性質と原因の探究とともに実務的、建設的な手段が求められるとする。社会的連帯の確保、長期的視野での問題の処理、経済犯罪の重視が説かれている。

スベンソン（Bo Svensson）は、「犯罪学の研究と刑事政策」と題し、犯罪の原因を社会構造の中に求める視点を展開する。犯罪学の研究方法には、行為者指向型と環境指向型があるが、後者は犯罪の範囲と性格を決定する社会的条件を、前者は、社会的に与えられた犯罪の実行者を特定していくことが仕事になる。犯罪対策についても行為者指向と環境指向を分けることができ、行為者指向は、習慣性犯罪者の無害化と一過性犯罪者の扱いとでは異なった対策を考える。とくに、規範の内面化の重要性が説かれる。この点で、家庭、学校、教会、国民運動の役割が論じられる。環境指向の犯罪対策は、前記の行為者指向の対策の実施の困難さを出発点として、犯罪の発生を物理的に防ぐ方策の樹立に向かう。完全雇傭、よい住宅、民主的な学校、高い福祉などが犯罪防止効果をもつという主張の存在も理解できるが、それは、上の視点とは異なったものとなる。研究と政策のギャップをうめる上での犯罪防止委員会の役割は非常に重要であるとされる。

テデーン（Torbjörn Thedéen）は、統計の問題を取り上げている。合理的な刑事政策的決定をする上で、人が知っていることと知るべきこととの間にはおどろくべき懸隔があるとする。テデーンは五つの問題を指摘する。即ち、㈠麻薬犯罪の急増と検事総長の通達との関係の如き問題、㈡暗数については、被害の届出傾向に変化が少ないため、公式統計に意味があると指摘、㈢犯罪を積極的に行う者が検挙される確率は高い、㈣公式統計は、司法機関が犯罪をどのように処理したかを知るために最適である、㈤公式統計以外にも犯罪を知る方法はあるが（自己申告調査や被害者調査）、面接調査の際に歪みの出るおそれが高い。

スベリ（Knut Svert）は福祉と犯罪の問題を取り上げている。はじめに福祉の概念の相対性にふれ、次いでＳＩＦＯの調査結果からスウェーデン国民が自国の福祉に満足していることを示す。更に福祉の構成要素が何であるかにふれ、健康や保護治療の利用可能性、就業と労働条件、経済的資源、知識と教育の可能性、社会的関係、住居と近隣サービス、文化とレクリエーション、政治的手段、交通と通信の九個を上げる。これらは、長期的には顕著な増大を示している。しかし、増大した福祉の国民全体への分布に歪みはないだろうか。過去に遡って考えれば、スウェーデン人の三〇％は生育期に困難な生活を強いられている。しかし、この世代の者は殆んど犯罪をしていない。犯罪の

面で言えば、現在問題になっている世代は、その成長期に経済的困難を経験していない。従って、「困難な成育状況――悪い教育――低収入の職業――低い体力――低い生活水準」という原因連鎖は犯罪にはあてはまらない。むしろ福祉の増大と犯罪の増大が同時に並行して生じた理由をたずねなければならない。ここで、我々の社会の変動について考える必要がある。自家経済を主体とする農業社会から都市化を伴う産業社会への変化により、我々は富を得、それを賢明な政治によって全ての者に福祉がゆきわたるように分配した。しかし、産業化は、都市化をふくめ全生活形態に変化をもたらした。例えば家族は、基本的経済単位としての独自の意義を失い、労働もその性格を変えた。こうした様々な変化は、一次的社会統制の減少と商品とサービスの必要性とその充足の機会との増大をもたらした。これは不法な方法による充足をも可能にしたのである。即ち、福祉が犯罪を増加させたのではなく、福祉の増大をもたらした社会変動が福祉の増大の他に犯罪問題を生み出したのである。同時に、複雑化した社会は、様々な新しい問題に出あい、その解決のために新たに多数の犯罪を作り出している。

犯罪問題の安直な解決法は刑を重くすることである。しかし、立法者が刑を重くする代りに他の解決法の存否を調査するのであれば、それはもっと良いことである。ただ、そのためには「ミリメートル司法」を放棄しなければならない。そして、犯罪防止委員会は、効果的な犯罪予防措置を組織的に研究すべきである。

パーション（Leif G. W. Persson）は女性に対する暴力行為について述べている。これまで犯罪学は男に関する学問であった。女の登場は一九七〇年代からで、強姦被害、婦女虐待[75]、近親相姦がとり上げられている。毎年六万人が強姦され、三〇万人が虐待され、一〇人に一人が近親相姦の被害にあってると、ショッキングな事実を述べる。統計の示すものは氷山の一角だという。その検証が本報告の目的である。暗数、一次集団内事件、特定女性への事件の集中の三個の女性に対する事件に特有な事情が述べられている。近親相姦については、SIFOの調査で、一九八二年中に八五〇人が被害にあっているといわれ、一〇人に一人は誇張で、実際は二%ぐらいであろうという。同様に強姦被害は一万ないし一万五千どまりだとする。ただ、虐待については二五万人が五〇万件ぐらいの虐待事件の被害者になっていると推定している。

ビクトル（Dag Victor）は、犯罪と刑罰の観念の変化について述べている。

ニューグレン（Arne Nygren）は、犯罪防止委員会の児童少年部会の活動を報告している。学校に重点をおいて一〇年間活動して来た。学校は、百万の生徒と九、五〇〇人の教師と四万人のその他の職員で構成されるスウェーデン最大の職域であり、非行、校内適応の問題は重要なものである。怠学と器物破壊の実態調査、ドキュメンタリ・フィルムの作成、校内不適応と犯

罪との関係の調査、マス・メディアの悪影響の防止などの活動がなされている。

サルネッキ（Jerzy Sarnecki）は少年非行の問題を取り上げている。その内容は前年の報告書の内容[76]とほぼ同じである。

マグヌッソン（Dan Magnusson）は、自著[77]に基づき、経済犯罪について述べている。その関心は、破産手続に関する犯罪、関税に関する犯罪及び補助金の不正使用に関する犯罪である。

最後は、キュールホルン（Eckart Kühlhorn）の報告で、「保護とは何か」という題である。用語法の混乱を指摘した後、vård と behandling を同じ意味に解し、vård（保護）について論じている。特殊な専門家の行う vård を behandling（処遇、治療）といい、一般的に行われる vård を omvårdnad 又は omsorg（どちらも保護とか世話の意味）という。医学でいえば、医療措置とそれを補充する様々な介護とである。興味をひくのは、「対象者と治療者の間で、対象者の肉体的、精神的、社会的状況の改善を実現するために行われるコミュニケーションの過程」とする behandling の定義である。

以上を基に、保護（vård）と刑罰（straff）と強制保護（tvångsvård）の三者の関係を問題にする。更に教育（undervisning）との相違も取り上げられている。保護と刑罰の相違は、前者が対象者（患者）の利益に奉仕し、その個人についての知識に基づくのに対し、後者は社会の法的伝統と社会の利益に奉仕し、犯罪行動の評価に基づく点にある。しかし、精神病や伝染病では社会的必要性が考慮されるように、一部の刑罰では保護との妥協（個人的利益の重視）がはかられている。この両者の中間に強制保護の領域がある。これは、上の精神病の場合のように「社会と患者の利害は一致するが、患者が病識を欠くこと、或いは社会的利益を中心におくためそれに注意を払うこと」を基本的前提としている。ここでは個人の保護の必要が中心で、刑罰[78]がある定められた範囲内で個人の利益を考えるのとは異なる。

次に著者は、保護の効果の問題をとり上げる。矯正保護領域の処遇は、刑罰と保護の混合体であり、その効果を考えるのはむつかしい。客観的にみて、効果がないということはできず、対象者と処遇担当者の信頼関係から何らかの積極的効果は生じ得る。その場合、対象者に刑罰と保護の選択権が必要であろう。そして対象者が処遇担当者と、保護プログラムに適した処遇活動とに屢々出あえることが必要であろうという。

右は著者の結論であるが、報告中に、処遇の成功条件の例として、㈠対象者が処遇に対し動機づけられていること、㈡処遇活動の密度の大きいこと、㈢情熱的素人の担当する場合、㈣指導理念が理論よりイデオロギーである場合、㈤若い対象者の場合で、問題の原因が特定しやすく、処理しやすい場合が上げられているのが興味をひく。著者の主張は、placebo 効果[79]と原因の確認と処理が容易な場合との二点に、処遇の効果をみとめるところにある。

第七の報告書は、犯罪防止委員会内に設置された、報告書の表題と同名の作業部会の検討結果の報告である。この作業部会には労働組合評議会、矯正保護庁、労働市場庁（AMS）、学校監督庁、コミューン連合の代表が委員として参加している。

序論、講習活動、三種のプロジェクト、実施状況の説明、関係法規、考察と提案、付録の章別をもつ。

一九七三年の行刑改革[80]で矯正保護の対象者は一般市民と同様の社会サービス[81]を受ける権利があるという、いわゆる常態化の原則が宣言されたことにより、対象者に対し保護観察官が、再犯防止、社会復帰ではなく、社会サービスにどのように協力できるかという問題が生じて来た。本来社会内矯正保護には固有の社会資源はなく、しかも対象者は、通常社会生活から排除されているので、通常の職業訓練や学校教育にはついていけない。そこで、矯正保護領域内で、対象者に対し、通常の社会サービスを受けられるように、再訓練の場を用意する特別な活動が各地で行われるようになった。これをADL-training（ADL訓練）という。この対象者は主に一〇代の少年で、社会的背景の不良な者を選んでおり、勉強、社会的訓練、社会統制の三者を結合して、良好な結果を得た。社会福祉委員会、労働市場当局、学校委員会で協力していたが、予算的には苦労が多かった。ところが、国の経済危機もからんで、これらの活動が困難になったため、一九八二年に犯罪防止委員会内に特別な作業部会を設けることになったのである。

この報告では、右の活動の運営、組織、資金の各面での問題点が検討されている。調査は、全国の六六の保護観察区について行われ、その三二%が三〇のプロジェクトを実施していた。実施主体は保護観察官が主で、それ以外の機関が実施しているのが約半数、一部には一般の成人教育の中で賄っているところがあった。矯正保護の対象者は、一般に、職業に定着性なく、基礎教育が不足し、薬物乱用が固着し、社会的援助へのニードが大きい。それだけ、この活動の実施には困難が大きい。報告からは、その困難がひしひしと伝わって来る。

次に、犯罪防止委員会の行った三つの地域（ボトチュルカ、ウプサラ、エレブロ）のプロジェクトの詳細が報告されている。そのひとつLOS-projekt[82]では、スウェーデン語の読み書き、歴史、社会訓練、会議の仕方、運動を行っているが、社会訓練には、衛生、食事、洗濯、家計簿まで入っている。そして、生徒は一〇人一組で一八～三五歳の者である。個別的相談も実施され、住宅の問題、家族の問題、尿検査などがとり上げられている。遵守事項を定めることも行われている。しかし、若年対象者はこれになじまず、対象者の年齢は後に二五～三五歳と変更されたという。保護観察官の他労働市場当局の係官、社会福祉委員会、アルコール保護係官が参加している。その他、Knuff-kursen（社会に押し込む課程）、FAUS-kursen[83]が紹介されている。

この活動の中で社会内矯正保護職員と保護観察に対して高い評価が与えられている。又これにより、個々の対象者に関する

知識が増すことも指摘されている。しかし、相当の労働過重になっている。この活動の難点は、主催者、責任者をどう定めるかということと、関係機関の協力、担当者及び対象者への手当をどうするかという経済的問題である。

作業部会の提案は、矯正保護、社会サービス、学校、労働市場の各当局の責任にもとづき、対象者に基礎知識を与え、仲間をもち、働く権利のあることを知らせる義務がある、との前提で、これを推進することである。主催者は、コミューン又は保護観察官がのぞましく、内容は一期六ケ月（延長可）として、主に、職を得るために必要な特別な知識（通常の人には常識になっている）を教えるべきだとする。参加者には多少の手当、少なくとも昼食を用意して、対象者に安心感を与えた方がよいとする。

付録の二はマルメとセデルテリェの、付録の三はビスビィの、付録の四はボトチュルカの、各々教育プロジェクトの内容の紹介である。

第八の資料は、薬物乱用者の保護に関する法律その他薬物問題に関する関係法令の英訳である。

第九の資料は、Brottslighet och kriminalpolitik という一般向パンフレットの英訳である。

第一〇の資料は一九八四年七月一日現在の刑法典（Brottsbalken）の英訳である。

第一一の資料は、第三の資料の英訳である。

第一二の資料は、第五の資料の中のスベンソンの論文[84]の英訳である。

第一三、一四の資料については紹介を省略する。どちらも二〇頁前後のパンフレットである。BRÅ Apropå は六冊発行された。[85]

(1) 坂田、スウェーデンの犯罪防止委員会について、スウェーデン社会研究月報六巻一〇号一頁、坂田、スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観（以下「概観」と略す）（一九八一年）、法学研究五五巻五号八〇頁、細井洋子、北欧における犯罪研究の特徴、犯罪社会学研究九号二〇三頁以下。

(2) 黄表紙八頁の Brottsförebyggande rådet と題するパンフレット。

(3) Kriminologisk forskning, SOU 1973: 35, pp. 95–103. cf.

(4) 坂田、スウェーデン社会研究月報六巻一〇号一—二頁に、その九個の部会が紹介されている。原資料は、Brottsförebyggande rådet—en presentation, Januari 1974 (mimeo.), pp. 4–7.

(5) 坂田、概観（一九八一年）、法学研究五五巻五号、同、概観

（一九八二年）、法学研究五六巻一〇号、同、概観（一九八三年）、法学研究五八巻三号。

(6) 人身犯（våldsbrott）は、通常、謀殺（mord）、故殺（dråp）、傷害（misshandel）、重傷害（grov misshandel）（致死もふくむ）の四種の行為類型を意味する（BRÅ Rapport 1984: 5, p. 28, BRÅ Rapport 1983: 5, p. 17, etc.）。これらは、刑法第三章生命及び健康に対する犯罪（宮澤浩一訳、スウェーデン刑法典（法務資料四〇六号）三三―四頁参照。ただし、第四条は一九七四年に削除されている。）に定める罪である。傷害と重傷害の違いは、生命に係わる危険のある場合、傷害の程度が大きい場合、方法が残酷である場合等、行為の全体状況から判断して、重大な故意犯であるか否かによって定まる（刑法三章六条二項参照）。

これに対し、本報告書では、våld（暴力）の意味を広くとり、上記の人身犯の他、強盗（rån）、強姦等（våldtäkt, våldförande）、公務員等に対する暴力行為・脅迫（våld och hot mot tjänsteman）、脅迫（olaga hot）、迷惑行為（ofredande）、暴力的抵抗（våldsamt motstånd）など、その構成要件の一部に暴力の使用をふくむ刑法上の犯罪をすべて研究対象（本稿では粗暴犯罪とよぶ。）にふくめている（pp. 19-23）。

(7) 研究の発端は、「暴力」が一般の市民の目につきやすく、又政治的にも注目されるものでありながら、研究結果の生かされた議論が少ないという、一種特別な犯罪現象であること、及び、暴力犯罪は、時間的空間的相違と無関係に、驚くほどよく似た像を示しているのに、それに関する理論が非常に多様であること、の二点である（BRÅ Rapport 1984: 1, p. 7.）。

(8) Ibid., p. 24.

(9) 本調査の統計は一九八〇年までで、一九八二年の改正は視野の外にある。むしろ改正のための基礎統計を用いているといった方が

表 2

総数	52,619	100.00%
謀殺・故殺・致死	394	0.75%
重傷害	1,472	2.80%
強盗	3,427	6.51%
強姦等	885	1.68%
公務員等への暴力行為	2,661	5.06%
暴力的抵抗	2,009	3.82%
公務員等への脅迫	1,055	2.01%
迷惑行為	6,664	12.66%
脅迫	9,384	17.83%
その他の傷害	24,668	46.88%

(BRÅ Rapport 1984 : 1, p. 21, Diagram 1, 1)

表 3

	標本	母集団	裁判所の公式統計
軽傷害	206	2,060	4,307
傷害	328	3,280	
公務員暴行	112	1,120	1,209
重傷害	249	249	236
故殺	34	34	38
謀殺	38	38	43
計	967	6,781	5,833

(BRÅ Rapport 1984 : 1, p. 45.)

表 4

年度	殺人・致死事件	うち犯人自殺
1975	122	15
1976	128	13
1977	131	15
1978	124	13
1979	170	18
1980	135	17

(BRÅ Rapport 1984 : 1, p. 63.)

よいかもしれない。

(10) 全体の統計数値は表2の通りである。

(11) 概観（一九八三年）、法学研究五八巻三号七三頁。

Kvinnomisshandel tema för BRÅ-seminarium, Brå Apropå nr 4, 1979, Kvinnomisshandel—en fråga om grundläggande värderingen (av Jan Eklund), Brå Apropå nr 1, 1980.（この号は、女性に対する暴力に関する犯罪防止委員会のセミナーの報告特集である。）Kvinnomisshandelns omfattning (av J. Knutsson), Brå Apropå nr 6, 1983.（これは、本報告書を前提にして書かれたもの。）

(12) 総数六、七八一人でその内訳は表3の通り。

(13) 一、年齢別、性別、アルコール乱用の有無、前歴、再犯

二、本件についての一九七五年の処分

三、加害—被害関係

四、被害者の年齢、性別

五、加害者の暴力の内容、被害の程度、犯行の場所

(14) BRÅ Rapport 1984: 1, p. 53.

(15) ダラード・欲求不満と暴力（宇津木訳）。

(16) Berkowitz, L. の説（Aggression: A Socialpsychological Analysis, 1962）として引用されている。

(17) 表4参照。

(18) 葛藤状況の理由の分類は次の通り、

(1) 被害者がきまりを破る。(2) 被害者が欲求阻止の状態。(3) 被害者が欲求阻止状態にあると加害者側が信じる。(4) 加害者がきまりを破る。(5) 加害者が欲求阻止状態。(6) 喧嘩（葛藤）(7) その他。（BRÅ Rapport 1984: 1, p. 67.）

(19) Ibid, p. 67.

(20) M. Wolfgang et al., The Subculture of Violence, 1967.

(21) M. Persson, Avvikande delkultur, 1980, E. Rynell, Raggarna i Sverige, Kriminalvetenskapliga institutet, Stockholms universitet, 1981.

(22) 著者はこれを anomivald（アノミーによる粗暴行為）とよぶ。

(23) BRÅ Rapport 1984: 1, p. 76.

(24) Ibid., p. 79.

(25) partnervåld という。許婚者、夫婦、同棲者など様々な、男女の一対の結合関係から生じるもの及び、親子関係、男女の三角関係より生じるものがここに入る（Ibid., p. 80.）。

(26) Ibid., pp. 89 ff.

(27) Ibid., pp. 112 f.

(28) Ibid., pp. 118–137.

(29) 薬物の場合は、粗暴犯罪より財産犯罪と関係が深い。薬物の場合には、(1)があてはまるが、(2)、(3)は不明確だという。覚醒剤によるフラッシュバック現象が日本では問題にされているが、スウェーデンは、覚醒剤よりも大麻、ヘロインの問題が主になっていることが影響していると思われる。

(30) C. McAndrew et al., Drunken Comportment, 1969, p. 124. からの引用。

(31) BRÅ Rapport 1984: 1, p. 126, En utvärdering av försöket med lördagsstängda systembutiker sommaren 1981, DaS 1982: 2. 概観（一九八三年）、法学研究五八巻三号七四頁参照。

(32) Boyatzi, R. E., The Predisposition towards alcoholrelated interpersonal aggression in men, Quart. J. Stud. Alc., Vol. 36, No. 9, 1975.

(33) BRÅ Rapport 1984: 1, pp. 130–132.

(34) mellanliggande variabel (Ibid., p. 145.)

(35) Ibid., p. 173.

(36) Ibid., p. 213.

(37) inkapacitering, rehabilitering och indirekta effekter såsom stämpling … (Ibid., p. 225.).

(38) Cohen, J. (1978): The incapacitation effect of imprisonment: A critical review of the literature. I: Blumstein & Cohen & Nagin (eds.): Deterrence and incapacitation: Estimating the effect of criminal sanctions on crime rates, Washington, D. C., National Academy of Sciences.

Petersilia, J. & Greenwood, P., (1978): Mandatory prison sentences, Their projected effects on crime and prison population. I: J. of Criminal Law and Criminology, No. 69: 604-615.

(39) Nytt straffsystem, BRÅ Rapport 1977: 7.

(40) BRÅ Rapport 1984: 1, pp. 230 f.

(41) Ibid., p. 234.

(42) Kuo, Z. (1973): Studies on the basic factors in animal fighting: Ⅶ. Inter-species coexitence in mammals. I: Maple & Matheson (eds.) Aggression, hostility, and violence. Nature or nurture? Holt, Rinehart and Winston, Inc.

(43) Christie, N. (1982): Hvor tett ett samfunn? Universitetsforlaget, Oslo. の引用。

(44) 概観（一九八三年）、法学研究五八巻三号七三頁参照。

(45) Andrew von Hirsch, Recent Trends in American Criminal Sentencing Theory, Maryland Law Review, 1983. この論文は、ヒルシュが西独のマックスプランク研究所に客員教授として滞在中の講義を全刑法雑誌に発表したもの（Gegenwärtige Tendenzen in der amerikanischen Strafzumessungslehre, ZStW 94 (1982).）の改訂論文であり、新古典派の立場で、罪刑の均衡と、衡平（エクイティ）よりも社会統制を求める方向への量刑政策の変更を主張している。

(46) Andrew v. Hirsch & Kathleen J. Hanrahan, Determinate Penalty System in America: An Overview, Crime and Delinquency, 1981.

(47) Hart, H. L. A., Punishment and Responsibility, NY., 1968. Hirsch, A v., Doing Justice, NY., 1976.

(48) アリゾナ、カリフォルニア、イリノイ、インディアナ、メーン、ミネソタ、ニューヨーク、オレゴン、ペンシルベニア、ワシントン、連邦など。

(49) Minnesota Sentencing Guideline

1. Statement of Purpose and Principle
2. Determining Presumptive Sentences
3. Related Policies
4. Sentencing Guidelines Grid
5. Offense Severity Reference Table (omitted)

(50) Dag Victor, Sentencing Guidelines — Straffbestämning i USA, Påföljdsval, straffmätning och straffvärde (BRÅ Rapport 1980: 2), pp. 203 ff.

(51) 概観（一九八三年）、法学研究五八巻三号七二頁参照。

(52) 人口集中、小住宅での居住及び家族の離散をいう。Eckart Kühlhorn, Om brottslighet i svenska kommuner, Brottsutvecklingen (BRÅ Rapport 1981: 1), p. 169. （概観（一九八一年）、法学研究五五巻五号八一頁参照）。

(53) 概観（一九八二年）、法学研究五六巻一〇号六八頁参照。

(54) 昨年までは強姦について述べられていたものが、本年から性犯罪に広がった。強姦、ワイセツ、淫行勧誘、淫行媒介、少年の誘惑が扱われている。性犯罪に関する規定は一九八四年に大幅に改正されているので、本報告書の記述は改正前の最後の状況の報告ということになる。

(55) 概観（一九八三年）、法学研究五八巻三号七三頁参照。

(56) ストックホルムが三分の一を占める。しかしこの比率は、一九八〇年の比率より小さい（概観（一九八一年）、法学研究五五巻五号八二頁参照）。

(57) 刑法改正により、仮釈放者が六月末（七月一日）に約五〇〇人一度にあったことの影響が問題にされている。

(58) Operation märkning, BRÅ Rapport 1984: 5.（上述九一頁参照）。

(59) 概観（一九八三年）、法学研究五八巻三号七四頁参照。なお同号七二頁下段に「その他の犯罪（Inger Eriksson）」とあるのは、その他の窃盗の誤まりである。

(60) Skadegörelse i bostadsområden, BRÅ PM 1983:5.（概観（一九八三年）、法学研究五八巻三号七九頁参照）なお、上記資料一四参照。

(61) 概観（一九八二年）、法学研究五六巻一〇号七二―三頁参照。

(62) 概観（一九八三年）、法学研究五八巻三号七九頁等を参照。

表5　人口10万人当りの犯罪件数（1982年）

	人身犯	財産犯
スウェーデン	509	9,597
フィンランド	470	9,571
デンマーク	155	3,303
ノルウェイ	162	4,128

（ノルウェイは14歳以上，他は15歳以上）

(63) 概観（一九八三年）、法学研究五八巻三号七四頁参照。

(64) この区別については、概観（一九八二年）、法学研究五六巻一〇号六九頁参照。

(65) 一人の麻薬乱用者が検挙されると、その者の過去に行った多数の乱用事犯が同時に発覚する。これを serieuppklaring（関連検挙）と呼ぶ。

(66) 後述九九頁参照。

(67) 一〇万人当りの事件数（一九八二年）は表5の通りである。

(68) 裁判所手続法四八章。

(69) 検挙率については、概観（一九八三年）、法学研究五八巻三号七九頁注三参照。そこで「uppklaring に関する決定」と書いたのは、"beslut på (brotts)anmälan" のことである。それにより犯罪を構成しないとされたのは、傷害の二五％、強姦の二二％、侵入盗の一〇％、その他の窃盗の二六％、器物損壊の二四％、NSLの一％、全犯罪では一一％とされている。更に、「被疑者は刑事未成年」との事由で右の決定されたものは、侵入盗による検挙犯罪の六〇％、器物損壊の四〇％に達する。これらは、全て犯罪統計から除外される。

(70) Brottsutvecklingen, BRÅ Rapport 1984: 5, p. 73.

(71) 概観（一九八一年）、法学研究五五巻五号八三頁参照。著者は法律的定義より社会学的定義に関心がある。

(72) 註71を参照。

(73) 図3のように労働力の需給曲線を描くと、中央Bの部分が暗黒部分を形成する。それを更にCの部分にくい込ませるのが経済犯罪ということになる（労働力の価格を一時間百クローネとし、それに社会的費用（三六％）を加えた一三六クローネを上限とし、限界税率七五％を差引いた二五クローネを下限として作図）。

(74) 演者と表題は次の通りである。

Gunnar Nilsson, Inledningsanförande〈序論〉

Bo Svensson, Kriminologisk forskning och kriminalpolitik — Ett informationsproblem？（犯罪学的研究と刑事政策）

Torbjörn Thedéen, Vad vet vi om brottsligheten — Statistik och andra informationskällor（犯罪について我々は何を知っているか）

図 3

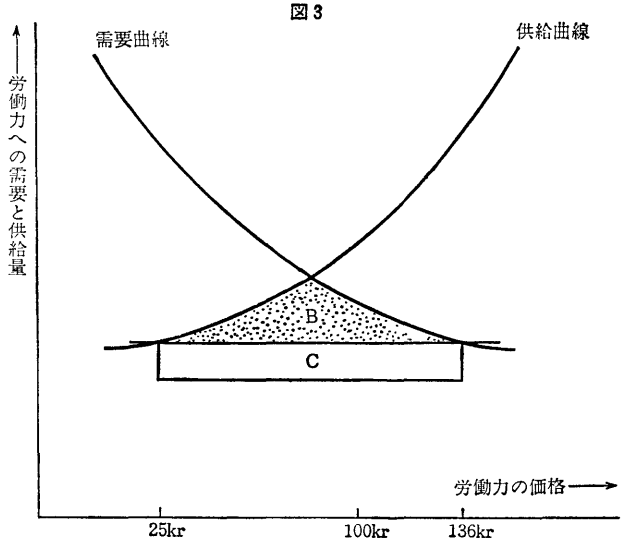

(BRÅ Rapport 1984:5, p.139.)

Knut Sveri, Välfärd och kriminalitet（福祉と犯罪）

Leif G W Persson, Våld mot kvinnor — Verklighet, myter（女性に対する粗暴行為）

Dag Victor, Straffsystemet under utveckling（刑罰体系の発展）

Arne Nygren, Barn- och ungdomsgruppens arbete（児童・少年部会の活動）

Jerzy Sarnecki, Ungdomsbrottsligheten ur ett samhällsperspektiv（社会的視野からみた少年犯罪）

Dan Magnusson, Ekonomisk brottslighet（経済犯罪）

Eckart Kühlhorn, Vad är värd？（保護とは何か）

(75) Knutsson, J., Kvinnomishandelns omfattning. BRÅ Apropå Nr 6, 1983 cf. 前出註11参照。

(76) 概観（一九八三年）、法学研究五八巻三号六八頁以下、七七頁以下参照。

(77) Ekonomisk brottslighet i Sverige, 1983. 概観（一九八三年）、法学研究五八巻三号七五頁参照。

(78) 著者は、様々な保護の形態を六個の指標によって表6のように分類整理している。(BRÅ Information 1984: 1, p. 90.)

(79) 患者が医者を信ずることによって、自然に生じる治療効果をいう。この逆は、nocebo という。

(80) 一九七四年スウェーデン行刑法（監獄法改正資料二〇号）参照。坂田、犯罪者処遇の思想一六五頁以下。

(81) 坂田、スウェーデン社会福祉新立法、家庭裁判月報三三巻一一号一五七頁以下参照。

(82) "Läs Och Skriv" 即ち、「読み書き」の略である。この詳細は付録四として報告書の一五五頁以下に採録されている。

表6

	対象行動	専門的要素	状態から生じる苦痛	個別化の程度	対象者の意志	人為的苦痛の賦課
介　護	肢体不自由・老齢等	有	大	大	尊重する	なし
医療保護	疾　病	有	様　々	大	尊重する	なし
精神医学的保護	精 神 病	相当程度	様　々	大	尊重する	なし
社会保護	社 会 的	幾　分	様　々	大	尊重する	なし
強制的保護	様々な精神的問題	幾　分	様　々	様々	意味は小	なし
刑罰内の保護	犯　罪	幾　分	小	様々	意味は小	有
刑　罰	犯　罪	幾　分	な　し	なし	無意味	有

(83) Försöksverksamhet för Arbetslös Ungdom med Social-medicinska handikapp（社会医学的弱点をもった失業少年のための試行的活動）。

(84) 上述九九頁以下参照。この改訂版が一九八五年のブレティン一号として発表されている。

(85) その内容は次の通りである。

Nr 1

Kriminologisk forskning och Kriminalpolitik — en informationsfråga ? Bo Svensson

Trafiknykterhet i Norden, Artur Solarz

Skadegörelse i bostadsområden, Ove Sterfelt

Brott och brottsmobilitet, Per Olof H Wikström

FORUM för debatt:

Urinprov på fångar ger osäkert mätt på missbruk

Forskning om ekonomisk brottslighet i Stockholm

Nr 2

Ungdomsbrottslighet sedd i ett samhällsperspektiv, Jerzy Sarnecki

Brott och brottsprevention i Japan, Clas Amilon

Observationsmetoder vid studiet av kvarterspolisverksamhet, Johannes Knutsson

FORUM

Antydda slutsatser på lösan grund

Fritidsverksamheter som medel mot brott

Nr 3

Konferens om stöld i fabrik, Barbro Larsson

Hur motiveras straffen ? Lena Kardebrings

Brott och straff år 2020, Bo Svensson
Kriminalsociologiska perspektiv, Jan E G Andersson
Norsk strafflagstiftning
Från kunskapslucka till kunskapslycka
Kvinnomisshandeln igen
Nr 4
Hur kommer man at miljöbrotten? Inger Eriksson
Barn — ungdom — brott, Madeleine Franzén
Brottsutvecklingen 1950—1983, Jan E G Andersson
Domarna är motiverade även vad gäller påföljden, Anders Litzén
Möjlighet att påverka debatten, Clarice Hjelm
Återfall i mord och drap, Lars Lidberg och Nils Wiklund
Nr 5
Kriminalpolitik år 2020, Bo Svensson
Hundar i kampen mot narkotikasmugglare, Torbjörn Thedéen
Utbildning av narkotikahundar, Bengt Svedberg
Manga säkerhetsåtgärder okar medborgarnas isolering, Barbro Larsson
Hur ska Svensson hindra brott?
Omfattande kontroll av medborgarna, Jerzy Sarnecki
Nr 6
Barn i fängelse, Lars Bolin
Varför hotar lagstiftaren med straff? Bo Svensson
Lokala BRÅ-nämnder för inte bli medborgargarden, Gunnar Nilsson
Nya metoder krävs för att behandla sexualbrottslingar, Lars Lidberg
Datorrelaterad brottslighet och rättsvisans åtgärder, Artur Solarz

（一九八五年八月六日稿）